

工 事 番 号	調 査	令 和	年	月	日	富	谷	市	役	所	設 計 者	検 査 者
	市					教 育 部 長		主 管 課 長		課 長 補 佐		担 当

富谷市一ノ関 地内

令和4～7年度 富谷市総合運動公園総合管理業務 仕様書

【12ヵ月】一金	円也	施 工 理 由
【48ヵ月】一金	円也	
工費	円	
工費	円	
内消費税相当額	円 円	施 工 方 法 そ の 他
		(業務委託)
自 令和4年4月 1日		
工期	4年間	
至 令和8年3月31日		

設 計 構 造 ・ 仕 様 概 要

- ① 総合運動公園清掃業務 一式
- ② 冷暖房設備保守点検業務 一式
- ③ 消防設備保守点検業務 一式
- ④ 防火設備保守点検業務 一式
- ⑤ 自動ドア設備保守点検業務 一式
- ⑥ エレベーター保守点検業務 一式
- ⑦ 受水槽水質検査等清掃業務 一式
- ⑧ 機械警備（設備監視）業務 一式
- ⑨ 地下貯蔵燃料タンク点検清掃業務 一式
- ⑩ 煤煙等測定分析業務 一式
- ⑪ 舞台吊物及び調光設備保守点検業務 一式
- ⑫ 可動舞台保守点検業務 一式
- ⑬ 浄化槽維持管理清掃業務 一式
- ⑭ 給茶機保守点検業務 一式

内 訳 書

品名及び仕様	数量	単位	単価	金額
1. 総合運動公園清掃業務				
1) 日常清掃業務	48	ヶ月		
2) 床面定期清掃業務	4	回		
3) 窓ガラス清掃業務	8	回		
4) 床面剥離洗浄ワックス業務 廃液処分費含む 年1回1,000㎡	4	回		
5) 施設内外除草業務 処分費含む 年1回2,000㎡	4	回		
6) 富谷スポーツセンター・富谷武道館高圧洗浄 4年1回8,000㎡	1	式		
2. 冷暖房設備保守点検業務				
1) 富谷武道館 パッケージエアコン	16	回		
①室外機 三菱製 9台				
②室内機 三菱製 17台 フィルター清掃含む				
2) 富谷スポーツセンター パッケージエアコン	16	回		
①室外機 三菱製 4台				
②室内機 三菱製 4台 フィルター清掃含む				
3) スポーツ交流館 パッケージエアコン	16	回		
①室外機 三菱製 3台				
②室外機 三菱製 8台 フィルター清掃含む				
4) 富谷武道館 全熱交換機フィルター清掃	14台	8	回	
5) 交流館 全熱交換機フィルター清掃	3台	8	回	
6) 富谷武道館 真空温水ヒーター 昭和鉄工 CVS-1302A-W	4	4	回	
7) 富谷武道館 真空温水ヒーター 昭和鉄工 CVM-10002A-H	4	4	回	
8) 富谷スポーツセンター 暖房機 三菱重工 MTP-6000H	4	4	回	
9) 富谷スポーツセンター 送風機	1台	4	回	
10) 富谷武道館 暖房設備	7台	12	回	
11) 富谷スポーツセンター 暖房設備	12台	12	回	
12) 富谷武道館 ファンコイルユニット	26台	8	回	
13) 富谷武道館 モジュールチラー RUA-TBP1802	8	8	回	
3. 消防設備保守点検業務				
1) 機器点検	4	4	回	
2) 総合点検	4	4	回	
3) 防火対象物点検	4	4	回	
4. 防火設備定期点検業務				
富谷スポーツセンター、富谷武道館	4	4	回	
建築基準法第12条第3項の規定に基づく点検				
5. 自動ドア設備保守点検業務 メーカーメンテナンス				
富谷武道館 4台	16	16	回	
スポーツ交流館 4台	16	16	回	

6. エレベーター保守点検業務	メーカーメンテナンス				
富谷スポーツセンター	1台	24	回		
富谷武道館	1台				
7. 受水槽清掃及び水質検査業務					
富谷武道館10㎡、スポーツ交流館5㎡		4	回		
飲料水水質検査 10項目					
8. 機械警備業務					
富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館		48	回		
富谷武道館、スポーツ交流館 受水槽					
9. 地下貯蔵燃料タンク点検清掃業務					
富谷武道館 A重油1基、灯油1基		4	回		
10. 煤煙等測定分析業務					
昭和鉄工 CVS-1302A-W		4	回		
昭和鉄工 CVM-10002A-H					
三菱重工 MTP-6000H					
11. 舞台機構吊物照明装置保守点検業務					
富谷武道館・富谷スポーツセンター		4	回		
12. 可動舞台保守点検業務					
		1	回		
13. 浄化槽維持管理・清掃業務					
維持管理、簡易水質検査、滅菌剤補充、汚泥引き抜き、法定検査		48	回		
14. 給茶機保守点検業務					
ホシザキ電気株式会社 PTE-250HWA1-BK	1台	8	回		

富谷市総合運動公園総合管理業務委託仕様書

一般共通事項

1 目的

この仕様書は、富谷市総合運動公園の建物及び附帯施設の安全維持並びに良好な環境の保持と施設の円滑な運営を図るため、これらの施設等を計画的かつ適正に管理することを目的とする。受託者（以下「乙」という。）は、各業務の遂行に当たって、業務の特殊性を十分理解し、その円滑な運営に支障を来すことのないようにするとともに、委託者（以下「甲」という。）の指示に従い、これを誠実に実施しなければならない。

2 履行場所及び施設名

富谷市総合運動公園（宮城県富谷市一ノ関髙合山 6-8）

3 施設名

富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館

4 委託期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日

5 委託料の支払

委託料の支払いは、毎月の業務履行確認後、乙の請求に基づき支払うものとする。毎月の請求額は、委託契約金額（消費税を含む）を契約月数で割った数とし、これにより算出した額に千円未満の端数が生じる場合は、業務最終月で調整する。なお、請求書の提出にあつては、各月業務完了後の翌月10日までに提出することとする。

$\text{毎月の請求額} = \text{委託契約金額} / 48 \text{ヶ月}$
--

※千円未満端数切り捨て額については、業務最終月に含めて請求する。

6 委託業務の範囲

(1)委託業務の範囲は次のとおりとする。また、詳細は各業務別仕様書のとおりとする。

総合運動公園清掃業務

冷暖房設備保守点検業務

消防設備保守点検業務

防火設備保守点検業務

自動ドア設備保守点検業務

エレベーター保守点検業務

受水槽水質検査等清掃業務

機械警備（設備監視）業務
地下貯蔵燃料タンク点検清掃業務
煤煙等測定分析業務
舞台吊物及び調光設備保守点検業務
可動舞台保守点検業務
浄化槽維持管理清掃業務
給茶機保守点検業務

- (2)本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」によることとする。
- (3)本仕様書は、各委託業務の大綱を示したものであり、明記していない業務であっても、甲が目的達成のために必要と認めた業務は、甲の指示により行うこととする。

7 責務

(1)法令の遵守

この業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

(2)守秘義務

乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3)信用失墜行為の禁止

乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4)業務従事者の明確化

乙は、受託業務の実施に先立って、直接業務従事者に業務をするに適した統一された服装及び名札の着用をさせなければならない。なお、これに掛かる費用は乙の負担とする。

(5)業務従事者への指導教育

乙は、甲の業務の特殊性を十分に理解した上、管理運営に支障を来すことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な教育訓練を実施して、円滑な業務の確保を図ることとする。

(6)施設管理運営上必要な事業への参加

乙は、甲が実施する施設管理運営上必要な事業に参加しなければならない。

(7)業務責任者の選任等

乙は、受託業務を円滑に遂行するため、各受託業務について業務責任者を選任し、甲の担当者に届け出なければならない。業務責任者は、契約内容の履行管理及び業務

従事者の業務に関する監督について総括すること。なお、業務責任者は、あらかじめ、代行者を選任の上届け出し、受託業務の遂行及び連絡について、責任者が不在であっても受託業務に支障を来さないようにすること。

8 本委託に関する受託条件

- (1)乙は、(社)宮城県ビルメンテナンス協会に所属しており、建築物環境衛生総合管理業（宮城県登録業者）であること。
- (2)乙は、過去3年間（2019～2021年度）において、同種・同規模の業務を12月以上継続した実績のあるもの。なお、同種とは、病院、商業施設、学校又はオフィスビル等の建物における総合管理業務とする。
- (3)警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受け、同法第40条の規定による届出を宮城県公安委員会に行っている者であること。

9 業務実施計画書等の提出

(1)業務実施計画書の提出

乙は、各業務の実施に当たり、業務実施計画書を当該月の前月の25日（25日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに甲の担当者に提出し、承諾を得るものとする。

(2)業務組織表の提出

乙は、各業務別に業務組織表を契約締結後、速やかに甲の担当者に提出すること。また、災害・事故発生時の体制表及び連絡表も併せて提出すること。

(3)業務報告書等の提出

乙は、受託する各業務別実施状況について、当該仕様書の定めに従い業務報告書を提出するものとし、甲の担当者の確認を受けるとともに、検査員の検査を受けるものとする。業務報告書の様式（関係法令の定めがある場合を除く。）は、協議の上定めるものとし、関係法令等に基づく業務については、法令様式による報告書を作成し、提出するとともに、必要な官公庁等への連絡及び書類提出等の届出手続は、甲の担当者に協力し遅滞なく処理すること。

(4)改善業務

甲は、委託業務に関して調査又は報告を求め必要があるときは改善を求めることができるものとする。この場合、乙は直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。

(5)次年度以降への対応

乙は、機器の保守、点検、整備を行うに当たっては、機器の構成部材及び構成部品類の劣化、摩耗状況等を調査し、次年度以降に予想される補修又は取替えを要する部品リスト及び参考見積りを提出すること。

10 予防措置

(1) 危害及び損害予防措置

乙は、業務の実施に当たっては、甲又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を採らなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は、直ちに甲の担当者に報告すること。

(2) 破損箇所に対する措置

業務従事者は、業務中に発見した破損及び故障箇所について適切な判断を下し、材料部品の交換修理又は応急措置を講じ、応急措置ができない場合には、適切な損害予防措置を採らなければならない。

(3) 賠償責任

乙が、故意又は過失等により甲及び第三者に損害を与えたときは、乙において賠償責任を負うものとする。

11 担当者の立会い等

業務責任者は、業務終了後、甲の担当者の立会いを求めるものとする。

12 再委託

乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合は、再委託届を委託者に提出する。

13 疑義の解釈

この仕様書に疑義があるとき又はこの仕様書により難しい事案が生じた場合は、あらかじめ甲の担当者と協議すること。

14 契約方法（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

この契約は、履行期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができるものとする。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

- 1 件名
富谷市総合運動公園清掃業務委託
- 2 履行場所
富谷市総合運動公園（宮城県富谷市一ノ関驛合山6-8）
- 3 清掃対象
富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館
- 4 業務目的
本仕様書は、当該施設の建物内外及び周辺敷地の美観を維持し、社会体育施設に相応しく清潔で衛生的な環境の確保を図ることを目的とするものである。
- 5 委託業務
富谷市総合運動公園内の建物及び外周清掃
- 6 資機材、衛生消耗品等
業務実施に必要な被服、材料、工具、計測機器、作業用機械器具等の資機材及び業務の実施に必要な衛生消耗品（ワックス、洗剤、新型コロナウイルス殺菌に対応する石鹼）は、乙の負担とする。良質かつ適正なものを甲の承認を受けて使用すること。
- 7 材料承認依頼
本業務で使用する洗剤について、作業対象部位毎に使用する最適な洗剤を選択し、使用説明書や安全データシート（SDS）等の資料を提出し、甲の承認を受けること。
- 8 施設の貸与
本業務に必要な次の施設を無償で貸与する。それにかかる光熱水費は甲が負担する。
ア 業務従事者の控室：甲が指定する場所
イ 清掃資機材・衛生消耗品等置場：甲が指定する場所
- 9 清掃用具等の保管・管理
清掃用具等は、甲が指定する場所に保管し、管理を行うこと。指定場所以外に放置、保管してはならない。
- 10 光熱水費
本業務履行に必要な光熱水費は、甲が負担する。

11 損害賠償

本契約の履行に当たり、乙が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

12 災害等への対応

災害等に備えて、非常連絡網を作成するなど災害時の業務体制表を作成し、甲に提出しなければならない。災害等が発生した場合であっても、本業務に必要な人員を確保しなければならない。災害等が発生した時は、統括責任者及び業務責任者は速やかに甲及びその関係部署に連絡し、対応を調整すること。

13 その他

- ア 労働安全規則及びその他関係法令を遵守し、作業の安全に万全を期すること。
- イ 作業を実施する際、甲より借用する物品類がある場合は、借用物品承認依頼書を提出し、承認を受けた上でこれを借用すること。
- ウ 本業務の履行のため使用する甲の指定する控室について、乙の負担において定期的に清掃し、使用状況について検査時に甲の確認を受けること。
- エ 委託期間終了時には、業務の履行のため使用した器具等について、乙の負担において全て回収・撤去を行うこと。
- オ 乙は、業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間満了後においても同様とする。
- キ 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。
- ク 清掃中に備品の破損等していることを発見した場合は監督職員に報告すること。
- ケ タバコの吸い殻を発見した場合は、適正に処理し監督職員に報告すること。
- コ 当該施設敷地内の機能・美観を維持するため、樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所については、除草を定期的に行うものとする。

14 法令等の遵守及び諸手続

受託業務の実施に当たっては、下表の関係法令及び条例、保安関係規程、及び富谷市のゴミ出し基本ルール並びに産業廃棄物回収業者のルールを遵守し、施設の清潔良好な環境の保持に努め、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責務を果たすとともに、必要な連絡、届出手続は遅滞なくこれを処理する。なお、契約期間中に、下表による関係法令及び条例の改正、建築設備に関連する法令及び条例の制定があった場合はこれを遵守する。

<関連法令及び条例等一覧> 番号法令等名称① 労働基準法② 消防法③ 水道法④ 労働安全衛生法⑤ 高圧ガス保安法⑥ 大気汚染防止法⑦ エネルギーの使用の合理化等に関する法律⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法) ⑨ 水質汚濁防止法

- ⑩ 騒音規制法⑪ 下水道法⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律⑬ 労働者災害補償保険法
- ⑭ 中小企業退職金共済法⑮ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(改正フロン抑制法)

15 別契約の工事，委託者等との連携

乙は，甲から別途発注を受けている工事受注者等と互いに協力し合い連携し，本業務の円滑な進捗を図ること。

16 業務体制

(1) 統括責任者，業務責任者の配置

乙は，本業務の確実な履行体制を確保するため，統括責任者及び業務責任者をもって業務体制を組むこと。なお，落札後7日以内に業務体制表を甲に提出し，承認を得ること。その際，以下に記された各資格を証明する書類を添付すること。

ア 統括責任者

- ① 乙は，本業務の履行にあたり，業務を総合的に把握し，調整する統括責任者を定めること。統括責任者は，委託内容の遂行に全責任を持つものとする。
- ② 統括責任者は，業務責任者，作業主任者，作業従事者とは，別の者とする。
- ③ 統括責任者は，過去5年間に本業務と同様の責任者経験を有する者で乙所属の正社員であり，建築物環境衛生管理技術者の資格を有していること。
- ④ 乙は，統括責任者を速やかに定め，前号の経験を有する証明とともに，書面にて提出すること（様式不問）。

イ 業務責任者

- ① 乙は，本業務の履行にあたり，監督職員との連絡にあたるほか，作業従事者を統括し適正な清掃業務の遂行にあたらせる業務責任者を定めること。
- ② 業務責任者は，過去5年間に本業務と同様の責任者経験を有する者とする。
- ③ 業務責任者は，監督職員との連絡に携帯電話等での即時やり取りが可能な者であること。また，業務時間内は連絡ツールを携帯し，監督職員と容易に連絡がとれる状態にしておくこと。

ウ 作業従事者等

- ① 乙は，業務の履行に当たり，業務を直接遂行する者を別紙任意様式で「清掃業務作業従事者名簿」，及び「清掃業務作業従事者業務分担表」により，業務開始の7営業日前までに甲担当者あてに提出するものとする。
- ② 乙は，作業従事者を選任するにあたっては受託業務が滞ることのない適正人数を配置すること。

- ③ 受注者は、前項の作業従事者の中から、作業主任者を定め、清掃業務対象建物毎等あらかじめ定めた範囲で業務責任者の業務を補佐させることができるものとする。
- ④ 上記の作業主任者は作業従事者の内から比較的経験年数豊富な者を選任すること。
- ⑤ 前各号に掲げる作業従事者等について、甲が不相当と認めた場合、乙と協議のうえ交代させることができるものとする。
- ⑥ 乙は、作業従事者に対してあらかじめ詳細な業務内容の説明を行うほか、研修等を実施することによりコンプライアンス遵守に努めるものとする。
- ⑦ 作業従事者は、業務にふさわしい統一された服装を着用すること。
また、作業服や名札等により社名・本人氏名が分かるよう表記すること。
季節により半袖、長袖、上着と作業服が変更される場合も同様とする。
- ⑧ 特別清掃の作業従事者が定期清掃の作業従事者と異なる場合は、「清掃業務作業従事者名簿」及び「清掃業務作業従事者業務分担表」を別途提出すること。

17 業務日及び業務時間

業務時間帯とは、清掃業務を行ってよい時間の範囲を示すもので、業務関係者の勤務時間や作業時間の指定を意味するものではないことに注意する。このため、業務時間帯は通常8時間以上確保すること。日常清掃業務等において作業時間帯の制限をする場合は、一時的な作業担当者の増員などが必要になることや積算において経費の割増を考慮する必要があることに十分注意する。

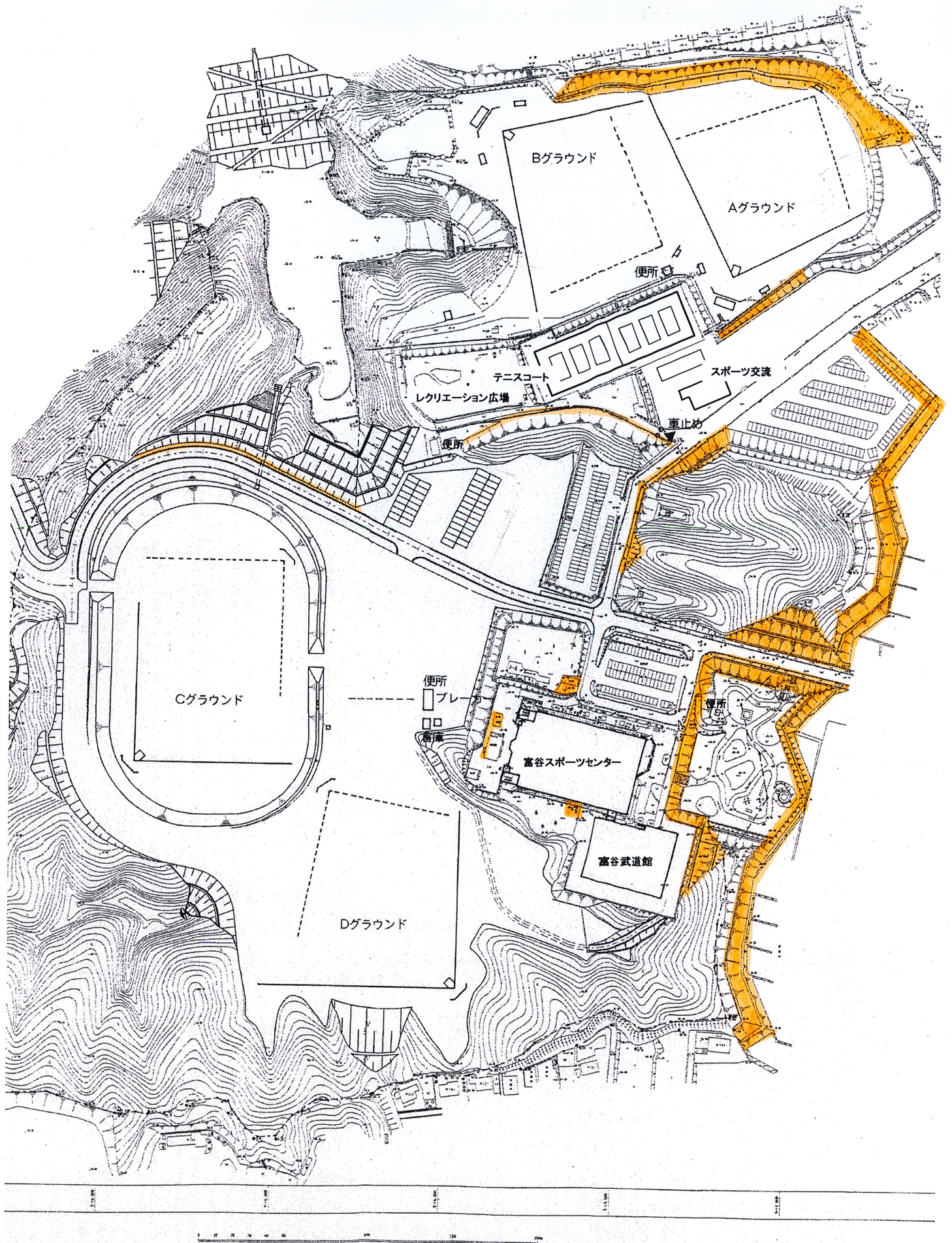
業務日：月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

業務時間帯：9時00分から17時00分

作業従事者：3人

乙は前述の従事業者等の体制のもと、次の書類を作成し、契約締結後7日以内に提出し、承認を受けるほか提出した書類に基づき委託内容の履行及び品質管理を行う。

富谷市総合運動公園（宮城県富谷市一ノ関髙合山6-8）除草箇所



第2 各業務別仕様書

特記仕様書

- 1 件名
富谷市総合運動公園パッケージエアコン保守点検業務
- 2 履行場所
富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館
- 3 点検対象
室外機 16 台・室内機 29 台(年 4 回)全熱交換器 17 台 (年 2 回) (三菱電機空冷式パッケージエアコン) ファンコイルユニットのフィルター清掃 26 台 (年 2 回)
- 4 定期保守内容
フロン排出抑制法に基づく点検・巡回を年 4 回行うこと。
- 5 緊急保守
通報に基づき緊急に機器の保守又は修理を要する場合は、速やかに技術者を派遣し、保守又は修理を実施すること。
- 6 保守項目
別表のとおり
- 7 一般事項
 - (1) 本委託は、契約書・仕様書に従って施工し、その方法については、甲の指示に従うこと。
 - (2) 契約書、仕様書に明記しないもの、施工上、当然必要な軽易なものは乙の負担で施工する。
 - (3) 本委託業務の施工が仕様書に違反したことを発見した時は遅滞なく手直しすること。
 - (4) 乙は業務が遂行された後、跡片付けをし、汚した箇所は清浄し、書類を点検整備し、検査に支障ないように所定の手続きをとる。
 - (5) 甲が前記に該当しない不都合な行為があった者に対しては従事の停止を命ずる事がある。
- 8 その他
乙が保守技術者を派遣する場合、所定の身分証明書を携行させ、当方の許可を得てから立入、保守作業を実施すること。上記以外に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

別表

作業実施項目			
1	電気系統	電源ヒューズまたはブレーカの確認	○
2		絶縁抵抗の測定	○
3		クランクケースの通電確認	○
4		制御箱内機器の作動確認	○
5		温度調節器の作動確認・調整	○
6			
7	送風機	回転方向の確認	○
8		運転音・振動の確認	○
9		ベアリングの音・振動の確認	○
10			
11	運転状態	電圧・電流の測定	○
12		各部の温度測定 ※	○
13		各制御機器の作動確認	○
14		圧縮機の音・振動の確認	○
15		蒸気発生器作動の確認	○
16	ガス漏れ	冷媒漏れ箇所の有無点検	○
17			
18			
19	保護機器	各保護開閉器の作動確認	○
20			
21			
22	清掃	ドレンパン・ドレン機構（必要の都度）	○
23		外装パネル（室外機・放熱フィン）	○
24		エアフィルターの清掃	○
25	その他	熱交換機の汚れ点検	○
26		総合運転状況の確認	○

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷市総合運動公園暖房関連設備保守点検業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館

3 対象機器

業務の対象となる機器は、別表のとおりとする。（消耗品等は本業務に含む。）

4 定期保守項目

電 源 盤：外観点検，機能点検（暖房機設備との連動点検も含む）

暖 房 機：外観点検，機能点検，送油経路点検

給 湯 器：外観点検，機能点検

循環ポンプ：外観点検，機能点検，温水経路点検

暖房機フィルター：外観点検，清掃

5 実施回数及び期間

開始点検 1 2月（別表1，2，3）

中間期点検 1月（別表3）

終期点検 3月（別表3）

※業務完了毎に，報告書及び写真を提出すること。

6 緊急保守

通報に基づき緊急に機器の保守又は修理を要する場合は，速やかに技術者を派遣し，保守又は修理を実施すること。

7 その他

（1）乙が保守技術者を派遣する場合，所定の身分証明書を携行させ，当方の許可を得てから立入，保守作業を実施すること。

（2）乙は，保守技術者に安全教育を実施し，常に安全作業を遵守させること。

（3）業務実施に当たっては，事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。

（4）業務終了後は，作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。

上記以外に疑義が生じた場合は，双方協議の上決定するものとする。

別表-1

メ	一	カ	一	三菱重工暖房機				
型		式		CVS-1302A-W				
製	造	番	号	60360301				
暖	房	能	力	623,000kcal/h				
送	風		量	96,280m ³ /h				
燃			料	A重油				
燃	料	消	費	量	85.21ℓ/h			
電			源	200V3相 50/60Hz				
重			量	2,050Kg				
最	大	使	用	電	流	126.6/121.8A		
パ	ー	ナ	ー	用	電	動	機	400W
送	風	用	電	動	機	30KW		
重	油	予	熱	機	2KW			
排	気	用	電	動	機	1.5KW		
着	火	用	変	圧	器	380/280VA		

別表—2

メーカー	昭和鉄工(真空温水ヒーター)
型式	CVS-1302A-W
定格出力(給湯出力)	130000kcal/h
伝熱面積	2.16m ²
最高使用圧力	50mAq
抽気ポンプ	0.045KW
バーナー型式	YL-25D
使用燃料	A重油
燃料消費量	16.2ℓ/h
製造年月日	平成9年10月
製造番号	NO.70009

メーカー	昭和鉄工(真空温水ヒーター)
型式	CVS-1302A-H
定格出力(暖房出力)	100000kcal/h
伝熱面積	15.89m ²
最高使用圧力	50mAq
抽気ポンプ	0.2KW
バーナー型式	YL-160H
使用燃料	A重油
燃料消費量	125.1ℓ/h
製造年月日	平成9年10月
製造番号	NO.70003

別表-3

暖房設備機器一覧表 (富谷スポーツセンター)			
品名	形式	台数	設置場所
サンポットFF	5000S	2	幼児運動室
サンポットFF	5000S	1	トレーニング室
サンポットFF	5000S	1	選手控室
サンポットFF	5000S	1	女子更衣室
サンポットFF	5000S	1	男子更衣室
サンポットFF	5000S	1	選手控室
サンポットFF	5000S	1	医務室
サンポットFF	5000S	2	ロビー
東芝FF	KSP-A52DB	2	会議室(大)
東芝FF	KSP45HDB	故障	会議室(小)
		12	
暖房設備機器一覧表 (富谷武道館)			
品名	形式	台数	設置場所
東芝カスタムヒーター	THU-F184R	2	1階大会議室
東芝カスタムヒーター	THU-F144S	2	1階会議室1・2
サンポットFF	FF-15GBFG	1	1階事務室
東芝FF	DSP504S	故障	2階師範室
東芝FF	DSP704S	1	2階医務室
東芝FF	DSP704S	1	2階男子更衣室
東芝FF	DSP704S	故障	2階女子更衣室
		7	
給湯機器一覧表 (スポーツ交流館)			
品名	形式		設置場所
リンナイ	RUXC-EM5000MQ RUXC-EM5000S	2	建屋北側

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

- 1 件名
富谷武道館スーパーフレックスモジュールチラー他保守点検
- 2 履行場所
富谷武道館
- 3 点検対象
RUA-TBP1802 (冷却専用6台連結型)
- 4 保守点検実施要項 (メーカーメンテナンス保守)

保守点検実施要綱

〈現地点検 (年2回)〉

スーパーフレックスモジュールチラー (ヒートポンプ)

冷却 (冷房) 運転前 の保守 点検	<p>運転前の確認</p> <p>電装品のビス増締め及び絶縁測定、冷媒洩れ確認、補機類の運転確認 2次側ポンプ運動確認 内蔵ポンプ本体、ケーシング、架台に塗膜キズ、ハガレ・錆の有無</p> <p>運転状態の点検及び調整</p> <p>運転状態の異常の有無・運転調整、保護装置作動確認、内蔵ポンプ作動確認</p> <p>点検内容</p> <p>圧縮機関係 : 運転圧力測定、異常音・振動・異常過熱の確認、圧力計、容量段数制御確認 凝縮器関係 : コイル目詰り・汚れ・オイル滲みの確認 送風機関係 : ファンモーター異常音 蒸発器関係 : 冷温水出入口温度、保温材、Y型ストレーナー分解清掃 (必要に応じ実施) 冷媒回路関係 : 膨張弁動作、四方弁動作、液管温度、吐出・吸入ガス温度 キャピラリーチューブ接触有無確認</p> <p>保安装置関係 : 圧力スイッチ作動確認 (圧力スイッチ作動確認は冷房切替時のみ) 制御関係 : 温度制御、内蔵ポンプ運転確認 電装品関係 : 電圧・電流値の測定、配線の緩み・過熱・端子の接触 散水装置関係 : 通水、作動確認 運転データ : 運転データ測定</p> <p style="text-align: center;">運転記録の提出</p>
暖房 (加熱) 運転前 の保守 点検	<p>運転前の確認</p> <p>電装品のビス増締め及び絶縁測定、冷媒洩れ確認、補機類の運転確認 2次側ポンプ運動確認 内蔵ポンプ本体、ケーシング、架台に塗膜キズ、ハガレ・錆の有無</p> <p>運転状態の点検及び調整</p> <p>運転状態の異常の有無・運転調整、内蔵ポンプ作動確認</p> <p>点検内容</p> <p>圧縮機関係 : 運転圧力測定、油面汚れ・振動・異常過熱、容量段数制御確認 凝縮器関係 : コイル目詰り・汚れの確認 送風機関係 : ファンモーター異常音 蒸発器関係 : 冷温水出入口温度、保温材、Y型ストレーナー分解清掃 (※必要に応じ実施) 冷媒回路関係 : 膨張弁動作、四方弁動作、液管温度、吐出・吸入ガス温度 キャピラリーチューブ接触有無確認</p> <p>制御関係 : 温度制御、内蔵ポンプ運転確認 電装品関係 : 電圧・電流値の測定、配線の緩み・過熱・端子の接触 散水装置関係 : 散水装置凍結防止の為の水抜き作業 (給水止、流量調整用バルブ全開、PI0御基板設定、電磁弁開、水抜き)</p> <p>運転データ : 運転データ測定</p> <p style="text-align: center;">運転記録の提出</p>

本点検はフロン排出抑制法に対応した内容を含みます。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園消防設備保守点検業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館

3 業務概要

対象設備を良好に維持するため、消防法第8条及び17条に基づき保守点検を行うもの。

機器点検1回/6ヶ月 総合点検1回/年 防火対象物点検1回/年

自動火災報知設備・非常警報器具及び設備・誘導灯設備・防火設備・屋内消火栓設備

自家発電設備・消火器設備・非常用自家発電機擬似負荷試験（保守点検も含む。）

4 緊急時対応

当該設備の制御不能や誤報等が発生し、連絡を受けた時には1時間以内に

現場に駆けつけ、処置又は応急処置を行い、当日に報告するものとする。

5 消防訓練等への協力

各庁舎での消防訓練や防災訓練等の際には、消防設備に関する設定や復旧の操作

及び消防設備の機器取扱い説明の実施など協力すること。

6 異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき又は、この仕様書に記載する

軽微な修理の範囲を越える修理が必要であると判断したときは、ただちに報告し、

協議の上適切な処置を講ずるものとする。

7 官公署への届け

官公署への報告が必要なものについては、受託者においてこれを代行する。

8 その他

上記以外に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

富谷市総合運動公園内消防設備保守点検明細

1 富谷スポーツセンター

No.	設備名称等	数量
1	自動火災報知機 複合盤P型1級 差動式スポット型 定温式スポット型 煙感知器 光電式2種・3種 差動式分布型 発信機 表示灯 電鈴（ベル） 常用・非常用電源 配線点検	1台 44個 16個 64個 12個 8個 8個 14個 1式 1式
2	非常警報器具及び整備 増幅器 スピーカー アッテネーター 常用・非常用電源 配線点検 非常放送連動試験	1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式
3	誘導灯設備 A級 B級 C級 客席誘導灯 常用・非常用電源 配線点検	23台 6台 11台 18台 1式 1式
4	防排煙設備 起動操作盤 防火戸 防火シャッター 配線点検 連動操作試験	1台 2枚 5枚 1式 1式
5	屋内消火栓設備 起動操作盤 加圧送水装置 呼水装置 消火栓格納箱 配線点検 連動放水試験	1台 1台 1台 8基 1式 1式
6	自家発電設備 発電機・電動機 蓄電池 配線点検	1式 1式 1式 1式
7	消火器具 粉末ABC 6型 粉末ABC 10型	1本 26本

2 富谷武道館

No.	設備名称等	数量
1	自動火災報知機 複合盤P型1級 差動式スポット型 定温式スポット型 煙感知器 光電式2種・3種 発信機 表示灯 電鈴（ベル） 常用・非常用電源 配線点検	1台 45個 18個 73個 7個 7個 7個 1式 1式
2	非常警報器具及び整備 増幅器 スピーカー アッテネーター 常用・非常用電源 配線点検 非常放送連動試験	1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式
3	誘導灯設備 B級 C級 客席誘導灯 常用・非常用電源 配線点検	52台 10台 55台 1式 1式
4	防排煙設備 起動操作盤 防火戸 防火シャッター 常用・非常用電源 配線点検 連動操作試験	1台 7枚 3枚 1式 1式 1式
5	屋内消火栓設備 起動操作盤 加圧送水装置 呼水装置 消火栓格納箱 配線点検 連動放水試験	1台 1台 1台 7基 1式 1式
6	自家発電設備 発電機 電動機 蓄電池 配線点検	1式 1式 1式 1式
7	消火器具 粉末ABC 6型 粉末ABC 10型 粉末ABC 20型 強化液 3型	2本 20本 4本 3本

富谷市総合運動公園内消防設備保守点検明細

3 スポーツ交流館

No.	設備名称等	数量
1	自動火災報知機	
	受信機P型2級	1台
	差動式スポット型	24個
	定温式スポット型	16個
	煙感知器 光電式2種・3種	5個
	発信機	1個
	表示灯	1個
	電鈴（ベル）	1個
	常用・非常用電源	1式
配線点検	1式	
2	誘導灯設備	
	C級	2台
	B級	1台
	常用・非常用電源	1式
	配線点検	1式
3	消火器具	
	粉末ABC 10型	8本
	強化液 3型	1本

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園防火設備点検調査業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館

3 業務内容

建築基準法第12条第3項の規定に基づく防火設備定期点検業務

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

4 対象設備

別紙「富谷市総合運動公園内消防設備保守点検明細一覧表」のとおり

5 点検・検査時期

- (1) 点検については、防火設備検査員等、必要な資格を有するものが行うこと。
- (2) 保守点検回数は次のとおりとする。防火設備定期点検（1回）
- (3) 点検に伴い使用する工具、測定器、消耗品は受注者の負担とする。
- (4) 点検不良箇所一覧表を作成、整理し提出すること。なお、不良部品、不良理由等を明確に記し、不良箇所写真を添付すること。

6 その他

- (1) 本業務にあたっては事前に担当者と打合せを行い、休館日に行うものとするが、状況に応じて日程を調整し協議すること。
- (2) 乙は、主任技術者に安全教育を実施し、常に安全作業を遵守させること。
- (3) 甲の不注意又は不適切な使用管理、その他受注者の責めに帰さない事由によって生じた故障の修理、取替はこの契約に含まれないものとする。
- (4) 各点検報告書に防火管理者、立会者の印をもらうこと。
- (5) 上記以外に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園自動ドア保守点検業務

2 履行場所

富谷武道館・スポーツ交流館

3 機種及び台数

対象箇所（富谷武道館/フルテック）	機種	開閉式
1階正面玄関内部	160KLCM	引分
2階正面玄関内部	160KLCM	引分
2階正面入口外部	160KLCM	引分
2階正面入口内部	160KLCM	引分
対象箇所（スポーツ交流館/日本自動ドア）	機種	開閉式
1階正面玄関内部	COS-126D-ATR	引分
1階風除室内部	JAD-70D-ATR	引分
1階北側風除室外側	JAD-70D-ATR	引分
1階北側風除室内側	JAD-70D-ATR	引分

4 保守点検の内容

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション茶道の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の点検及び調整
- (4) オイル漏れ、エアー漏れの点検及び調整
- (5) オイル、潤滑油の点検及び補充
- (6) ドアが当たっていないか、摺れていないかの点検及び整備
- (7) 消耗度の高い部品の点検及び取替

5 保守点検の回数及び実施日

- (1) 保守点検は、3ヵ月に1回、年間実施計画表に従って行うものとする。
なお、実施日については、事前に協議を行うものとする。
- (2) 故障時等については、速やかに技術員を派遣し、保守点検を行うものとする。

6 負担区分

- (1) 点検、調整時に必要な機械、器具は乙の負担とする。
- (2) 派遣される技術員の交通費、日当等は乙の負担とする。
- (3) 消耗品以外の部品については甲が負担する。ただし、保守上の不備等乙の責任に帰する故障については、乙の責任においてこれを負担するものとする。
- (4) 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。

7 その他

- (1) 上記以外に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園エレベーター保守点検業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館

3 種類及び台数

設置場所	メーカー	台数	積載過重	最大定員	定格速度
富谷スポーツセンター	ナショナルエレベーター 工業株式会社	1台	750kg	11人	30 m/min
富谷武道館	ナショナルエレベーター 工業株式会社	1台	900kg	13人	45 m/min

4 法令に基づく検査

エレベーターについて、隔月で次の点検を行う。

また、不時の故障の際は直ちに技術者を派遣し点検を行う。

- (1) 巻上機, 原動機, 制御機器等の注油及び清掃, 並びに調整点検
- (2) 各種油脂類 (ギアオイル取り替えを除く) カーボン刷子
- (3) 各種可動・固定コンタクト類 シャントリード線 ヒューズ類
- (4) ランプ類 (信号用) ウエス
- (5) 建築基準法第12条の規定に基づき, 年1回法定資格者等が法定検査等を行い「検査報告書」を提出すること。

5 契約業務履行体制の確認

下記項目について委託者から要求があった場合, 該当する文書又は資料を提出すること。

- (1) 業務を実施するために使用するエレベーターの保守技術資料
- (2) 故障発生時, 地震発生時等の緊急対応体制表
- (3) 緊急時の故障連絡施設の所在地
- (4) 緊急時の部品供給を行う施設の所在地
- (5) 業務を行う技術員の教育を行う施設の所在地・教育内容等

6 技術資料と技術員

- (1) 契約義務を確実に履行するため, 使用するエレベーターの保守技術資料を保有し, 要求に応じてその資料を提示すること。
- (2) エレベーターの保守・点検をする者として一般に要求される程度の注意 (善管注意) をもって本件業務を行うこと。また, 適切な保守・点検を行うために法定資格者等, 必要な専門知識を有する者が業務に当たること。

- (3) 業務の実施に先立ち、技術員の中から1名の業務責任者（本業務の保守・点検作業に関し、主として監督を行う者）を選任し、次の事項について書面をもって委託者に通知すること。ただし、緊急時の業務等、受託者が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。
- (4) 業務責任者は、次の実務経験を有する者を配置すること。
（エレベーター保守点検業務の実務経験 7年以上）
- (5) 技術員の中から、本仕様書「4 法令に基づく検査」の実施に必要な法定資格者等（一級建築士、二級建築士、昇降機検査資格者のいずれか。）を選任し、業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって者に通知すること。
なお、法定資格者等に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 経歴書

エ 業務に関する資格者証（写）

オ 受託者との雇用関係を証明する書類

7 安全管理体制

- (1) 安全に作業を行うための安全管理体制に基づき、技術員に対して定期的に安全教育を実施すること。
- (2) 技術員は安全に作業を実施するための指示書を保持すること。
- (3) 災害を防止するための危険予知等の教育を行うこと。
- (4) 受託者は、業務中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、受託者の責任において適切な安全対策を施すこと。

8 作業報告書

- (1) 報告書の様式は任意とし、報告が必要な項目は点検日、点検者、点検内容、異常の有無、異常への対応経過、結果等とし、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。
- (2) 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかにその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

9 消耗部品及び修理部品

保守点検等により、取替えを行う場合、必要な交換部品は、エレベーターメーカーが製造供給又は指定する部品とする。また、保守契約上に定める項目以外の修理、取替えが必要となった場合は、協議の上、要する費用等に係る見積書を、協議後14日以内に提出すること。

10 不具合（故障・修理の履歴等）情報の引継ぎについて

委託契約の翌年度以降、保守点検委託契約業者が変更となった場合を踏まえ、当該年度を含めた過去の不具合（修理の履歴等）情報について一覧表を作成し、提出するものとする。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園機械警備業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館・スポーツ交流館

3 業務目的

本業務は、不法侵入及び盗難等の防止、並びに火災等の異常事態を早期に発見することにより、財産の保全を図り、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

4 業務場所

(1) 対象施設 富谷スポーツセンター（SRC造，地上2階建）

延床面積 4,297.57 m²

(2) 対象施設 富谷武道館（RC造，地上3階建）

延床面積 3,759.57 m²

(3) 対象施設 スポーツ交流館（木造，地上1階建）

延床面積 514.91 m²

5 巡回警備時間

毎日、午後10時00分から翌日の午前5時00分までの間に1回以上の巡回警備を行う。

6 業務内容

(1) 防災、防犯及び設備警報に関すること

ア 防犯の対応 夜間外周巡回……………1回/日

イ 機械警備機器の機能維持 保守点検……………1回/月

故障時は速やかに修復すること（修復にかかる費用は乙負担とする。）

ウ 火災及び設備異常警報時

(ア) 関係機関への通報

(イ) 富谷市総合運動公園に急行して応急措置

7 警備方法

- (1) 警備機器と監視センターを専用回線で結び監視すること。
- (2) 最終出入口に、機械警備のセット機器を設置し、セット方法はカード等電子ロック式とすること。

8 警備計画

乙は、警備計画書（警備装置の種類、配置、配線、自動通報装置等を明示した図書）を提出し、甲の承認を受けること。

9 法令上の義務及び責任

乙は、業務従事者の労働関係法上の義務及び責任を全て負うものとする。

10 負担区分

- (1) 警備機械、警備機器、その他の器具及び設置工事費等は乙負担とする。
- (2) 警備不備と甲が判断した場合、乙に対し警報機器の変更を命じることができるものとする。その場合の費用は乙の負担とする。

11 報告

乙は、巡回警備、異常警報及びその他異常を認めたときの出動に関しては、速やかに報告しなければならない。毎月の警備が完了した翌月には開閉状況を報告すること。

12 現状復帰

本契約が終了し、甲が指示した場合、乙は遅滞なく警報機器等を撤去すること。
この場合において、機器設置前の状態に施設を修復するものとし、その費用は乙の負担とする。

13 一括再委託の禁止等

この契約について委託業務の全部又は主要な一部を第三者に委託してはならない。

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷市総合運動公園受水槽水質検査等清掃業務

2 履行場所

富谷武道館・スポーツ交流館

3 業務概要

本業務は、富谷武道館及びスポーツ交流館の受水槽の清掃及び水質検査一式を行う。

武道館受水槽：型式 SHT1.0 製造番号 X9489 【屋外床置 10m³ 2槽式】

交流館受水槽：型式 KF2T5-32 製造番号 140538078 【屋外床置 5m³ 1槽式】

4 作業内容等について

- (1) 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者または、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者とし、作業員は全員貯水槽清掃作業従事者研修等を修了した者で行う。
- (2) 作業員は作業実施前に、病院にて健康診断及び検便を受け、健康であることを確認する。
- (3) 作業服、保安帽、ゴム長靴、手袋、マスク等は、消毒済のものを使用する。
- (4) 消毒液は、次亜塩素酸ソーダ 50～100 mg/L 溶液を使用する。
- (5) 貯水槽の構造、配管経路、電気設備、ポンプ設備、その他必要事項を充分確認し、熟知しておくこと。

5 清掃作業について

- (1) 水槽内部は換気を十分にとり、安全管理には十分注意する。
- (2) 槽内排水は水中ポンプ等を使用し完全に排水する。
- (3) 槽内排水完了後、責任者が入槽して作業前点検を行う。
- (4) 槽内で使用する機器についても使用前に消毒を行う。
- (5) 槽内を高圧洗浄機にて清掃し、残水処理機にて完全に排水する。
- (6) マンホール蓋、蓋溝、ボールタップ、フート弁、制水弁、ストレーナー、トラップ、各バルブ、配管等の点検、手入れを行う。なお、ストレーナー(ボールタップを含む)については分解清掃を行う。
- (7) トラップ、配管等は錆落とし後、防触テープ等で処理し、マンホール蓋、蓋溝等は必要に応じ防触塗装を行う。
- (8) 槽内清掃終了後、次亜塩素酸ソーダ 100 mg/L 溶液を使用して高圧洗浄機による槽内全面消毒をする。(施工後 30 分以上放置する。)
- (9) 槽内を再度高圧洗浄機にて清掃し、残水処理機にて排水する。なお、次亜塩素酸ソーダ 50 mg/L 溶液を使用して、高圧洗浄機による槽内全面再消毒をし、排水を完全に行う。

6 残留塩素測定について

- (1) 作業前及び作業終了後、担当職員立ち会いの上、末端水栓にて遊離残留塩素を測定し 0.1 mg/L 以上あることを確認すること。
- (2) 測定値、測定時間、採水場所を報告書に記載する。

7 水質検査について

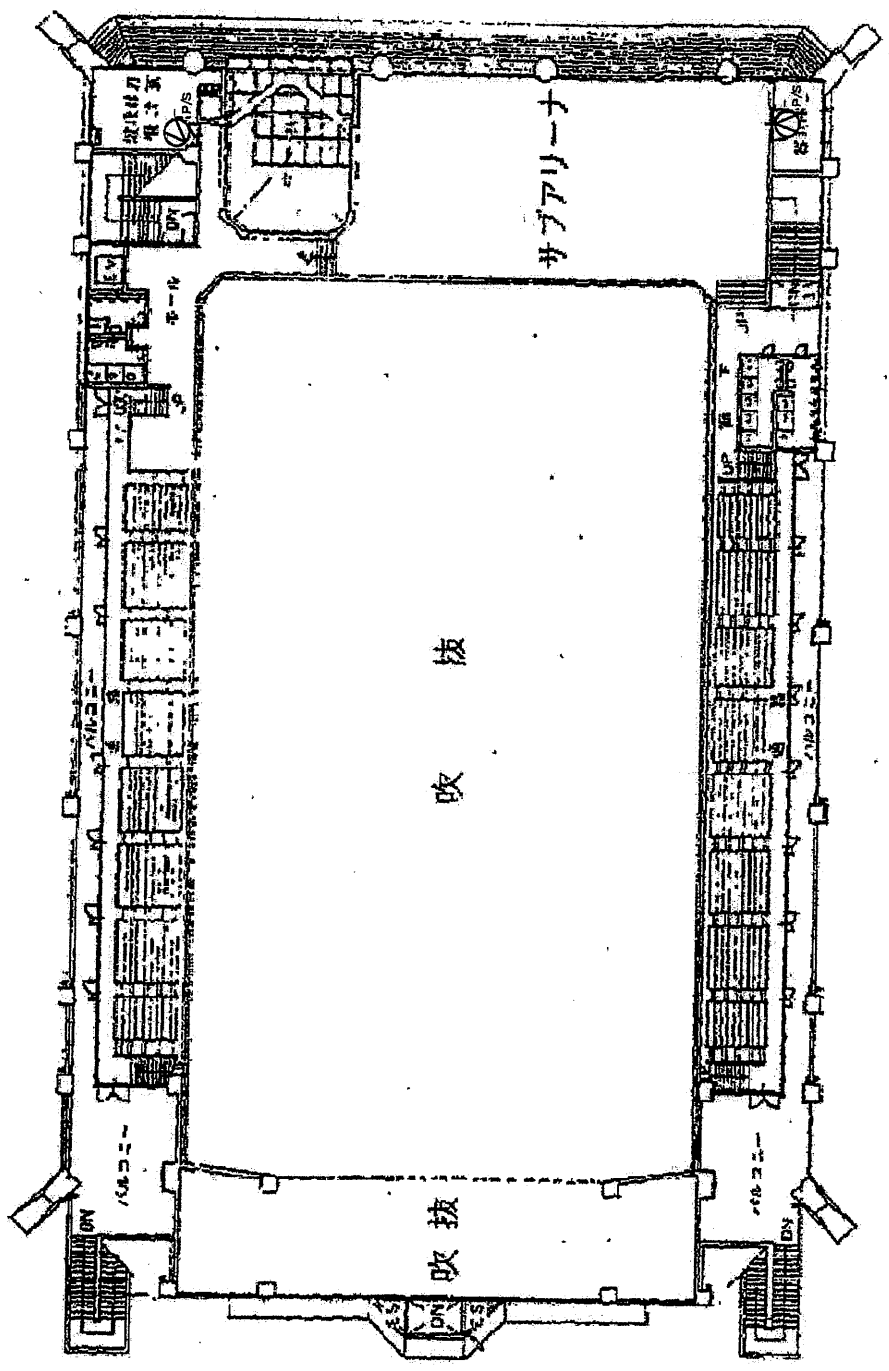
- (1) 清掃作業終了後、担当職員立ち会いの上、末端水栓にて水質検査用水を採水し、公的機関又は発注者の指示する機関で水質検査(一般細菌及び大腸菌群を含む10項目)を受ける。

8 その他


- (1) 清掃作業中に軽微な補修を要する箇所があれば補修を実施する。
- (2) 不良品取替え等、材料を要する補修は、事前に担当職員に連絡して了承を得る。
ただし、緊急を要する補修は補修実施後、直ちに担当職員に連絡する。

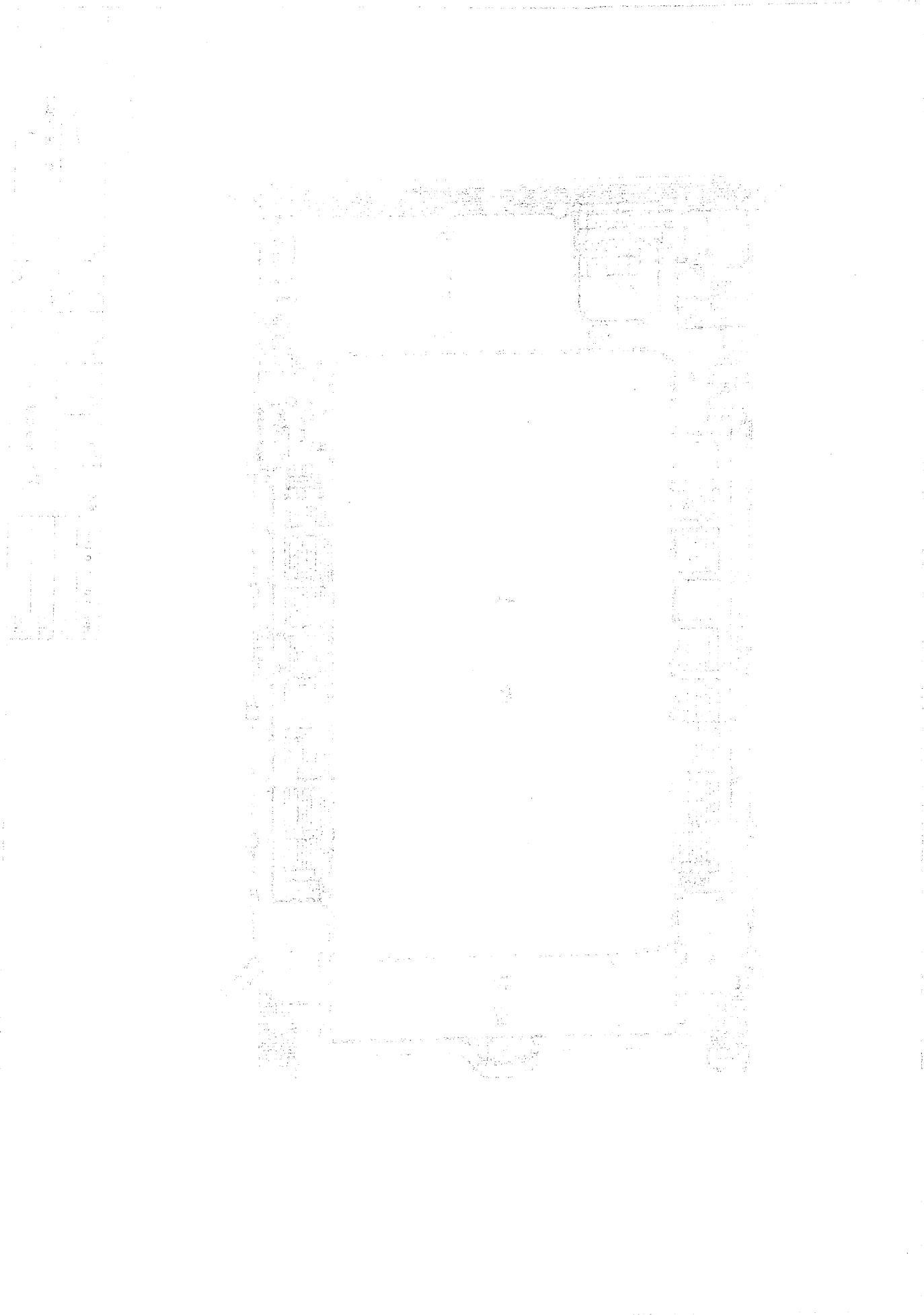
9 提出書類・作業報告書

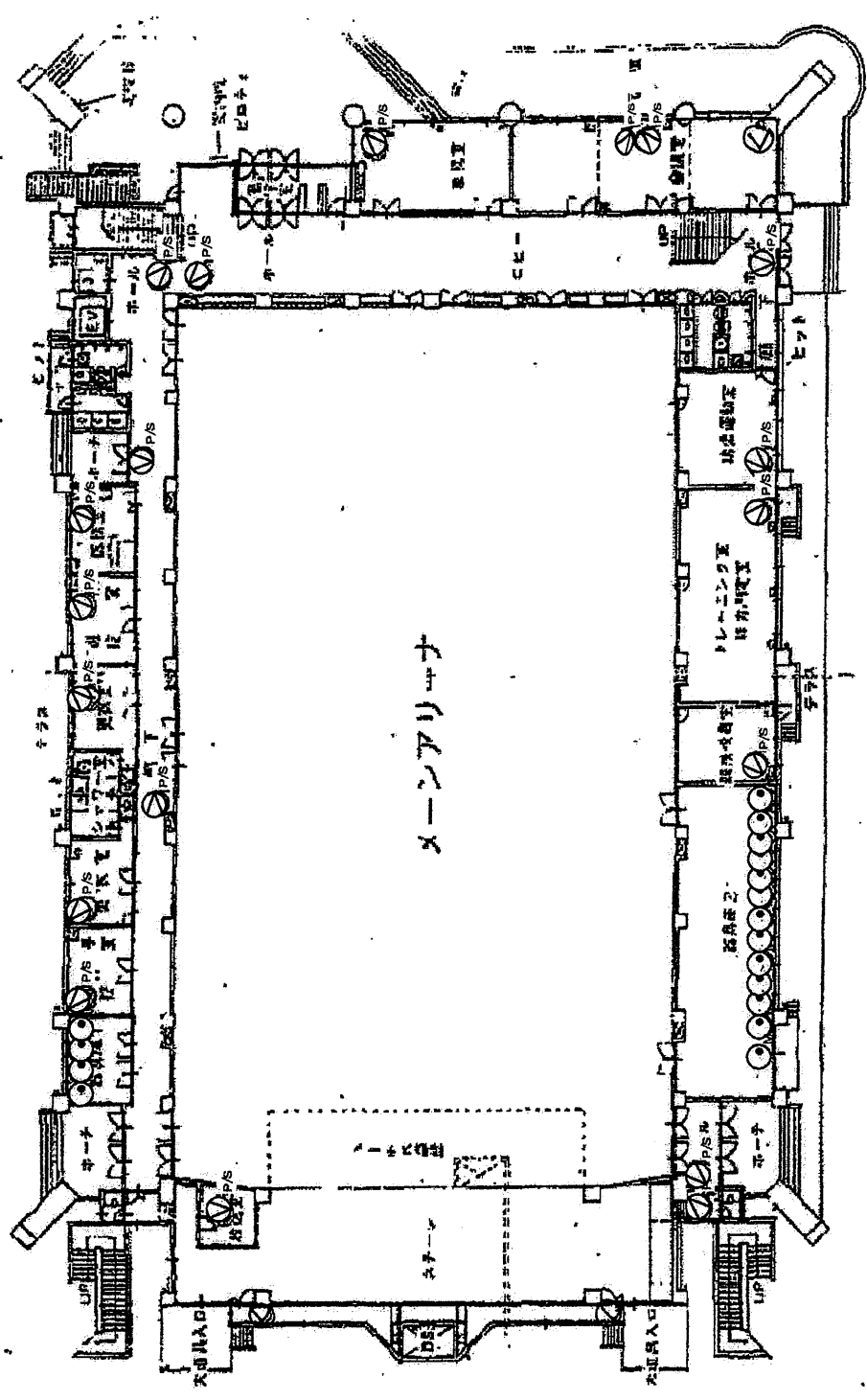
- (1) 業務工程表(計画, 実施), 主任技術者及び担当技術者届, 同技術者の経歴書及び資格等の写し, 従事者の健康診断票(1年以内のもの), 検便結果(6か月以内のもの), その他係員の指示するもの。
- (2) 本業務に伴う必要な官公署, その他関係機関への手続きは速やかに行い, これらに要する費用は請負費に含む。
- (3) 水槽等の異常の有無, 水槽架台等の変形, 発錆状況を点検し報告する。
- (4) 貯水槽清掃作業報告書様式は, 任意の様式とする。なお, 各項目を記載した後, 担当職員の認印を受領して2部提出する。
写真はカラーとし, サビサイズの大きさとする。
写真には作業の状況が把握できるよう小黒板に必要事項を記入し写し込む。




サブアリーナ

発行 2011.01.31	承認	検図	設計	製図	尺数	名称
訂正					/	スポーツセンター
訂正					単位	警報機器配図
訂正					mm	
 株式会社 セノ セノ						





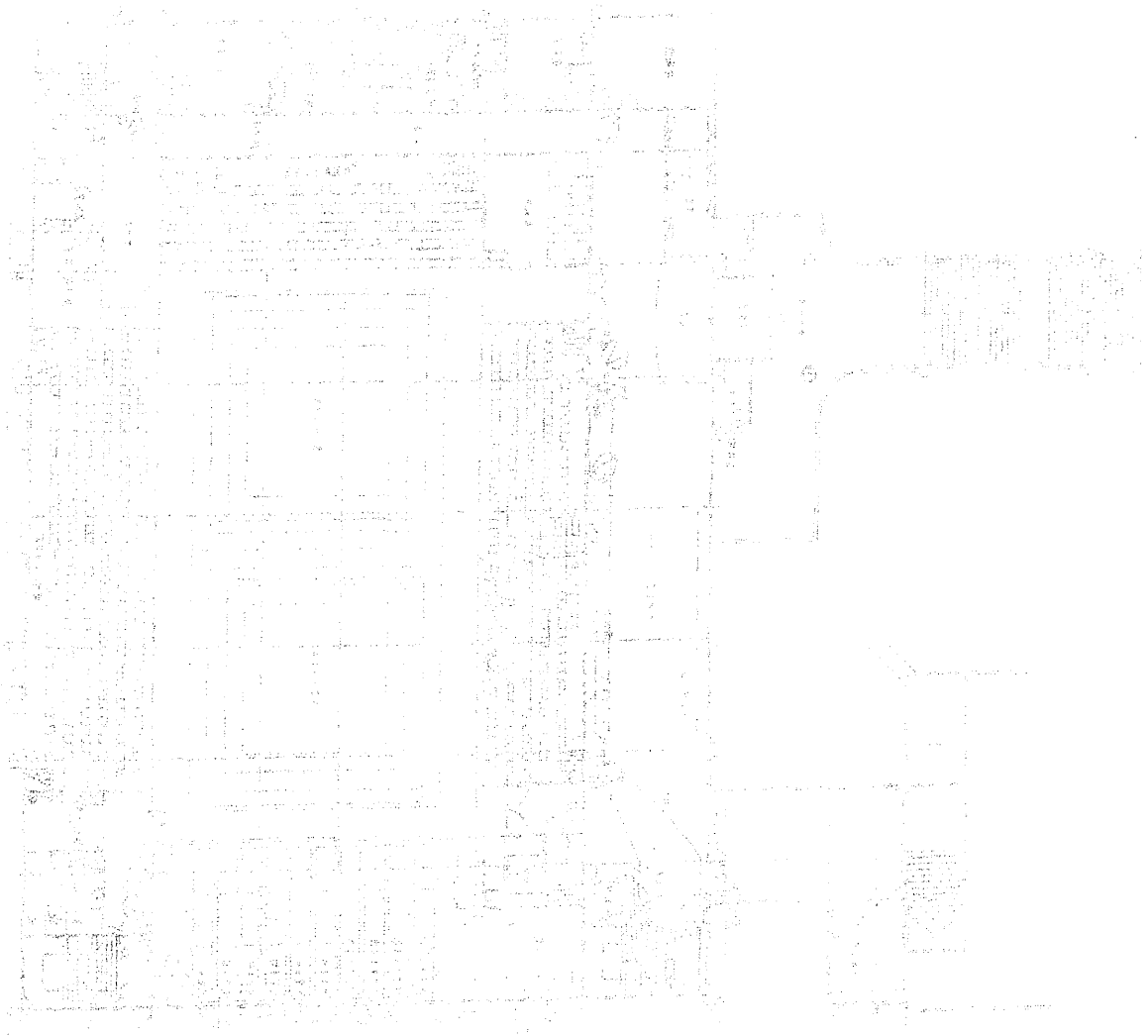
メインアリーナ

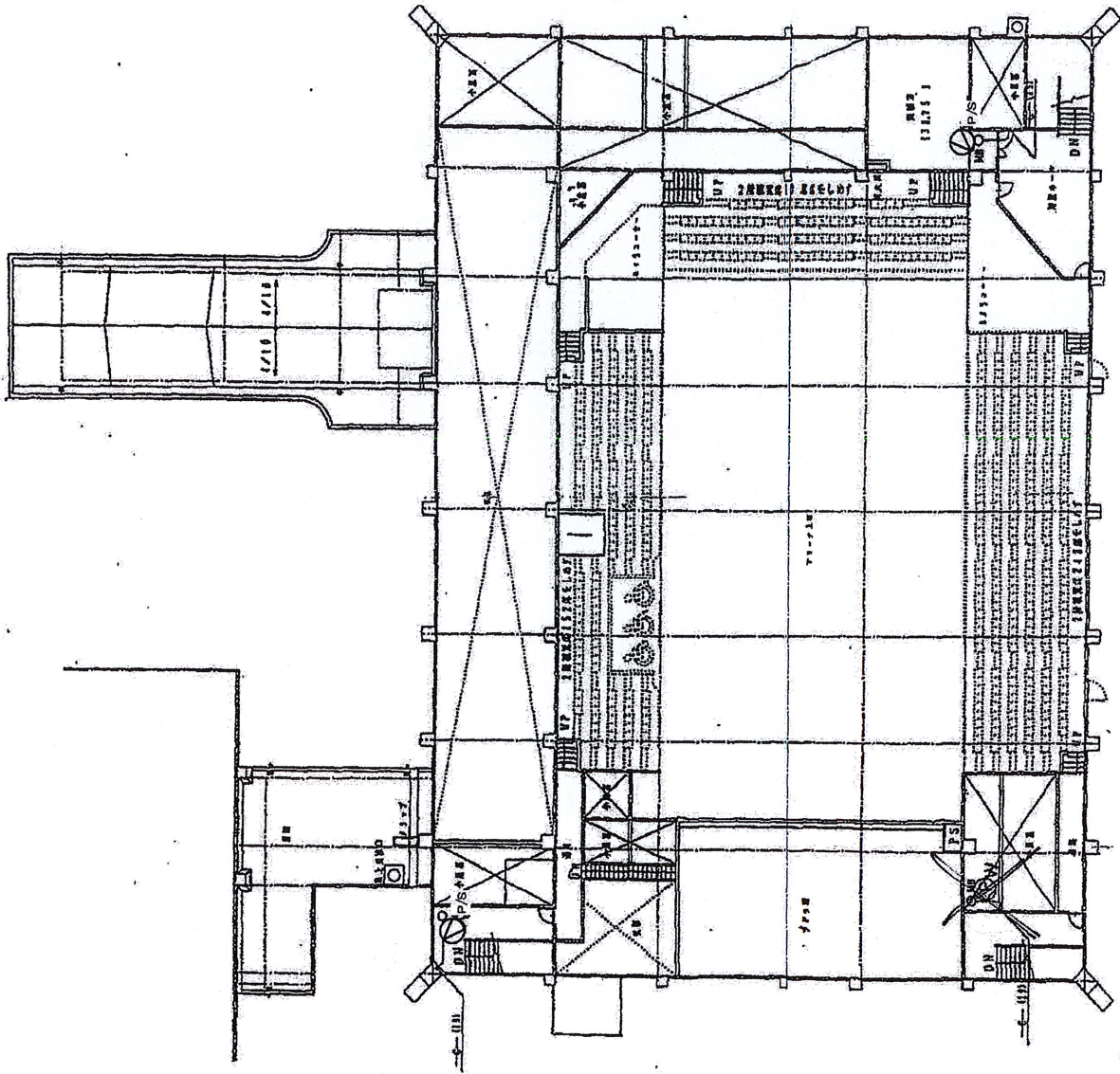
発行 2011.01.31	承認	検図	設計	製図	尺度	名称
訂正					/	スポーツセンター
訂正					単位	警報機器配置図
訂正					mm	
 株式会社 セノン						

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.



1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.



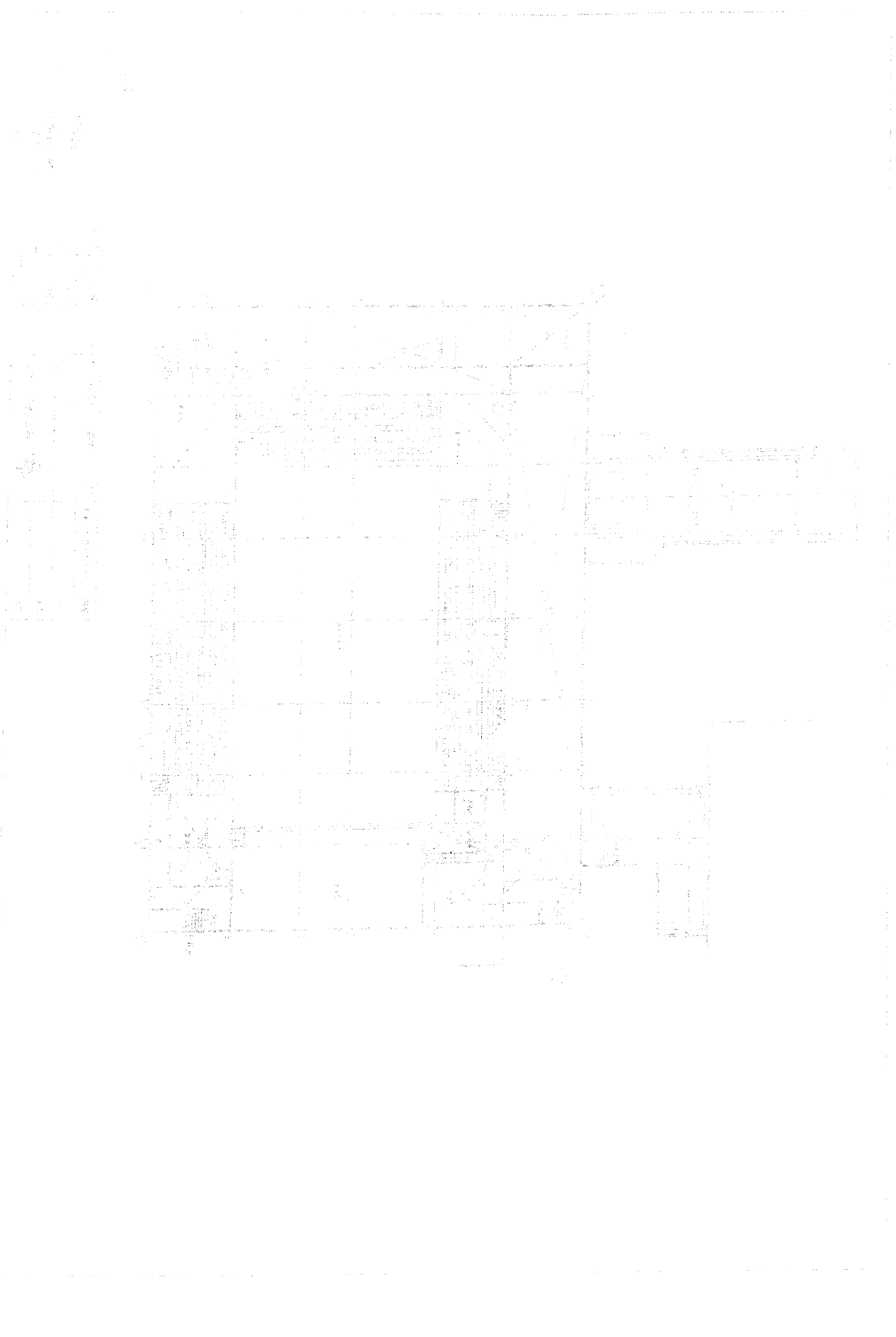


3F

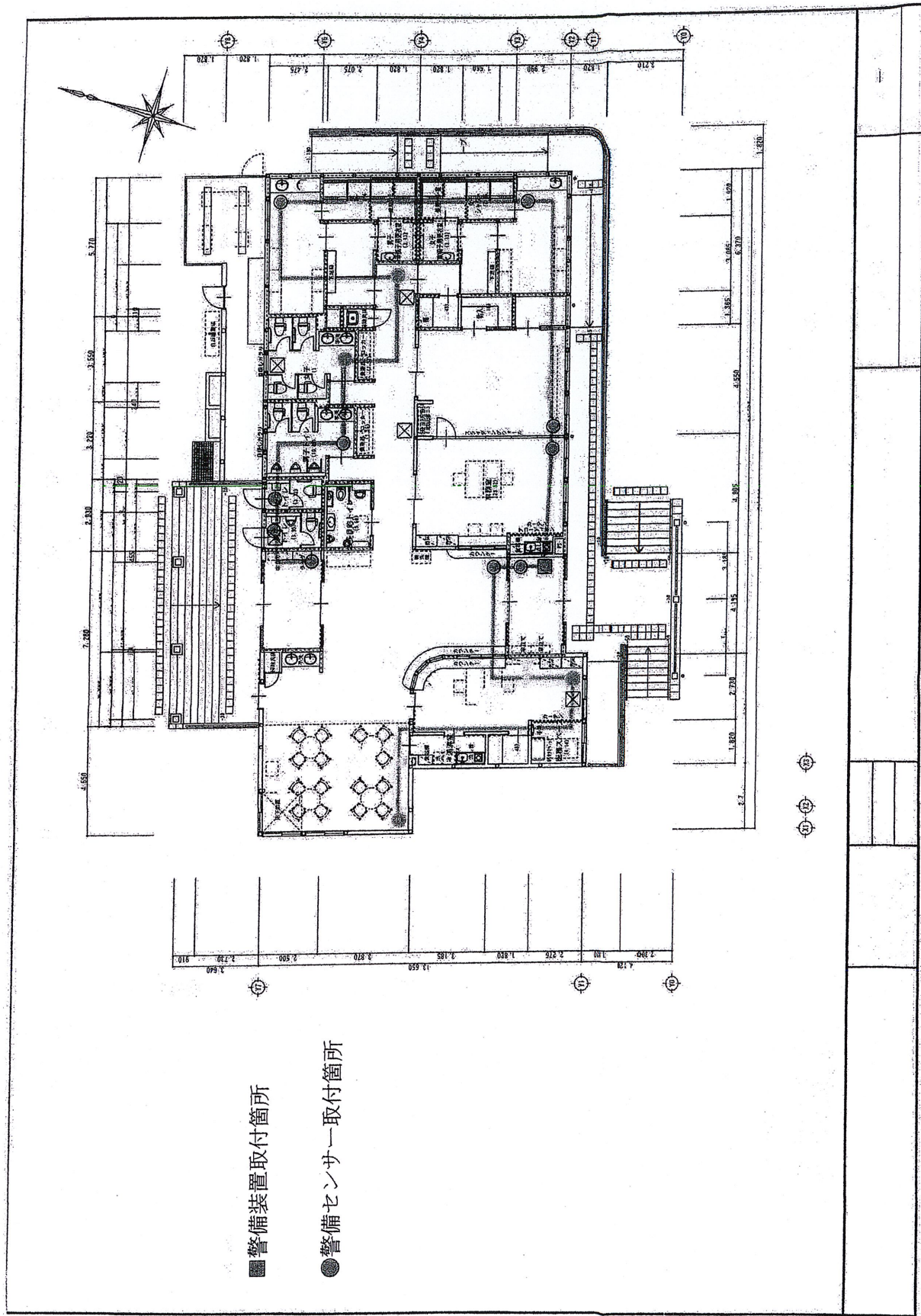
| | | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|---------|
| 発行 2011.01.31 | 承認 | 検図 | 設計 | 製図 | 尺法 | 名称 |
| 訂正 | | | | | 1/ | 武道館 |
| 訂正 | | | | | 単位 | 警報機器配置図 |
| 訂正 | | | | | mm | |

株式会社 セノン





富谷市総合運動公園スポーツ・文化交流館警備業務警備装置設置図



■ 警備装置取付箇所

● 警備センサー取付箇所

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園受水槽設備監視業務

2 履行場所

富谷武道館・スポーツ交流館

3 業務目的

本業務は、富谷武道館及びスポーツ交流館の受水槽設備に満水・減水警報装置を設置し、異常事態を早期に発見することにより、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

4 受水槽設備

武道館受水槽：型式 SHT1.0 製造番号 X9489 【屋外床置 10m³ 2槽式】

交流館受水槽：型式 KF2T5-32 製造番号 140538078 【屋外床置 5m³ 1槽式】

5 業務内容

(1) 警報装置から受信した満水・減水・濁水警報を監視・確認・記録する。

管理センター等で事故警報を受信したときは、速やかに緊急出動し、異常事態の確認、事故の抑制応急措置をとり、連絡及び関係機関へ通報連絡を行う。

5 警報監視機器等について

(1) 個々の対象施設で発生した事故の異常事態を、乙が指定する監視センター又は事務所等へ自動的に通報する機能を有するものとする。

6 警報機器等の保守点検等

(1) 乙は、各警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を発注者に報告するものとする。

(2) 乙は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、乙の負担により配線の補修又配線の補修又は取替えを行うものとする。

7 一括再委託の禁止等

(1) 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な一部を第三者に委託してはならない。

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷武道館地下貯蔵燃料タンク点検清掃業務

2 履行場所及びタンクの容量

富谷武道館

A重油 25 kℓタンク 1基

灯油 3 kℓタンク 1基

3 業務範囲

A重油及び灯油の地下貯蔵燃料タンク点検・清掃業務

4 作業内容

- (1) タンクの残油は、一旦タンクの外に吸い上げ、清掃完了後再びタンク内に戻すこと。
- (2) タンクの残油を抜き取る時及びタンク内に再び戻すときは、甲の立会の上で行う。
- (3) 清掃は、スラッジ・水分等を除去後、フラッシングオイルを注入洗浄し、後にフラッシングオイルを抜き取り、布拭仕上げとすること。
- (4) スラッジ・水分等は、乙において搬出・処理を行うこと。
- (5) 作業中は付近での火気の使用を禁止し、漏れ油等は完全に拭き取ること。
- (6) タンク内部での作業時は、ガスマスクの着用及び換気ファンの措置等を行い、酸素欠乏に十分注意し、安全な作業を行うこと。
- (7) タンク内部、マンホール、パイプライン、サービスタンク等の各点検及び報告書作成のため作業を行うこと。
- (8) 地下タンク及び埋設配管等の漏洩試験は、加圧式による検査方法とし、測定時間は60分とすること。
- (9) その他仕様書に明記のないものでも、業務履行上、当然必要なものは受託業者の責任で行い、かつ、疑義が生じた場合には甲と協議の上行うこととする。
- (10) 本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関係法規に従って履行すること。

奇 蹟 的 追 尋

柯維著

中國青年出版社

（北京）

1985年

第 一 版

第 一 次 印 行

160頁

32開 每冊定價 0.45元

160頁

「奇蹟」是許多人所嚮往的。有人說：「奇蹟是神聖的。」有人說：「奇蹟是神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖的。」

有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」

有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」

有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」

有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」

有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」有人說：「奇蹟是神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕而又神聖而又神祕的。」

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷市総合運動公園煤煙等測定分析業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館

3 業務目的

上記施設に設置している暖房用ボイラーについて、「大気汚染防止法第16条」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5」の規定に基づき、煤煙等（水銀含む）の測定を実施するものである。

4 業務要領

本役務は、国家資格有資格者(環境計量士)により実施するものとする。

測定結果報告書を2部提出する。(各基毎)

測定結果報告書には環境計量士登録証の写しを貼付する。(各基毎)

5 測定項目

ばいじん、窒素酸化物、湿り排出ガス量、乾き排出ガス量、排ガス温度、水分量、排ガス流速

6 その他

この仕様書の内容について疑義等が生じた場合は協議するものとする。

点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

点検に使用する脚立等は、乙の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2m以上）は、特記による。

業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他指示した箇所を撮影し、完了検査前に提出すること。

第2 各業務別仕様書

特記仕様書

1 件名

富谷市総合運動公園舞台機構吊物照明装置保守点検業務

2 履行場所

富谷スポーツセンター・富谷武道館

3 設備機器・点検項目

詳細は別紙「保守点検項目」及び「設備機器一覧」を参照のこと。

4 業務内容

- (1) 保守点検（機械，電動機，制御装置等の注油及び清掃，軌道上の注油並びに必要な調整を含む）は年1回とし，点検作業後，点検報告書を提出すること。
- (2) 点検業務は，機能を十分に発揮させるため細部にわたり行き，常に安全かつ良好な運転状態を維持すること。
- (3) 必要と認められる軽易な作業については，原則として本仕様書に記載なき事項であっても，契約金額の範囲以内で実施するものとする。
- (4) 乙は，対象設備について異常又は緊急修理が発生した場合は，速やかに技術者を派遣し，修理，補修，調整など処置を行い，遅滞なくその処置状況を甲に報告するものとする。
- (5) 乙は，甲の負担に帰する対象設備に関する改造の際は協議のうえ行うものとする。
- (6) 本業務の履行については，舞台機構，舞台吊物設備及び照明設備の安全管理について熟知していること。

5 品質の確保

舞台機構設備の建設業許可「機械器具設備工事業（国土交通大臣，特定建設工事許可）の取得業者であること。

6 その他

- (1) 本業務あたっては事前に担当者と打合せを行い，休館日に行うものとするが，状況に応じて日程を調整し協議すること。
- (2) 特記仕様書及び図面に記載なき事項は，甲と協議すること。
- (3) 乙は，保守技術者に安全教育を実施し，常に安全作業を遵守させること。
- (4) 甲の不注意又は不適切な使用管理，その他受注者の責めに帰さない事由によって生じた故障の修理，取替はこの契約に含まれないものとする。
- (5) 上記以外に疑義が生じた場合は，双方協議の上決定するものとする。

舞台機構吊物装置及びリングライトボタン吊物装置保守点検項目

1. 吊物レベルの点検調整
ワイヤーロープ、吊紐等の伸びによる不均衡の調整
2. ワイヤーロープの亀裂、損傷の点検
作動時の摩耗、吊荷重によるワイヤーロープの細り具合の点検
3. ワイヤークリップの締め具合の点検
吊荷重による細りに対する増し締め（限度あり）
4. 滑車類の作動点検
異音発生及び異常回転、ワイヤー溝の摩耗等の点検
5. 開閉幕の作動点検
作動時騒音、異常回転等の点検調整
6. 反射板等重量物の作動点検
吊点部、回転部等の点検・注油
7. 滑車、ウインチ、マシン等の取り付けボルトの点検
ボルトの増し締め（限度あり）、ズレ点検
8. マシン類の作動点検
異音発生、油量点検、振動調整
9. ガイドレール部点検
異常発生、グリスアップ、点検調整
10. 緞帳等、長尺重量物の作動点検
異音発生、吊り下げ部、回転部等の点検調整
11. 制御盤、操作盤、マシン等、電気部の点検
作動確認、絶縁測定点検調整
12. 幕類のレベル調整
リミッター調整及び吊調整
13. その他
点検作業の後、点検報告書・作業写真を提出のこと
不具合等が確認された場合は、点検報告書に特記事項として提出のこと

富谷スポーツセンター舞台機構吊物設備機器一覧

| | | |
|----------------------|-----|----|
| ● 水引幕 | 1 枚 | 固定 |
| ● 源氏幕 | 1 対 | 固定 |
| ● 緞帳昇降装置 | 1 式 | 電動 |
| ● 第 1 カスミ幕 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 1 ボーダーライト昇降装置 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 1 サスペンションライト昇降装置 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 2 カスミ幕 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 3 カスミ幕 | 1 吊 | 手動 |
| ● 中割幕開閉装置 | 1 式 | 手動 |
| ● アッパーホリゾンライト昇降装置 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 1 美術バトン昇降装置 | 1 吊 | 手動 |
| ● 第 2 美術バトン昇降装置 | 1 吊 | 手動 |
| ● バック幕開閉装置 | 1 式 | 手動 |
| ● ホリゾン幕 | 1 枚 | 固定 |
| ● 第 1 脇幕開閉装置 | 1 対 | 固定 |
| ● 第 2 脇幕開閉装置 | 1 対 | 固定 |
| ● 第 3 脇幕開閉装置 | 1 対 | 固定 |
| ● リングライトバトン (1) | 1 吊 | 電動 |
| ● リングライトバトン (2) | 1 吊 | 電動 |

富谷武道館舞台機構吊物設備機器一覧

| | | |
|--------------------|----|----|
| ● 水引幕 | 1枚 | 固定 |
| ● 源氏幕 | 1対 | 固定 |
| ● 緞帳昇降装置 | 1式 | 電動 |
| ● 第1カスミ幕 | 1吊 | 固定 |
| ● 第1ボーダーライト昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第1サスペンションライト昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第2カスミ幕 | 1吊 | 固定 |
| ● 第2ボーダーライト昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第2サスペンションライト昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第3カスミ幕昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 中割幕開閉装置 | 1式 | 手動 |
| ● 映写スクリーン昇降装置 | 1式 | 電動 |
| ● 第4カスミ幕 | 1吊 | 固定 |
| ● アッパーホリゾンライト昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第1美術バトン昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● 第2美術バトン昇降装置 | 1吊 | 手動 |
| ● バック幕開閉装置 | 1式 | 手動 |
| ● ホリゾン幕開閉装置 | 1式 | 手動 |
| ● 第1袖幕開閉装置 | 1対 | 手動 |
| ● 第2袖幕開閉装置 | 1対 | 手動 |
| ● 第3袖幕開閉装置 | 1対 | 手動 |
| ● 観客席フラッグバトン昇降装置 | 1吊 | 手動 |

舞台照明調光設備保守点検項目

1. 舞台照明器具

1) 外観構造点検

- ・ 器具内部外部 損傷確認 及び 清掃
- ・ 吊下げ器具の締め付け確認
- ・ ケーブルの損傷モツレ確認
- ・ 接続端子部の締め付け
- ・ コンセント類の破損確認

2) 動作確認試験

- ・ 明かりの状態確認
- ・ フォーカス機能・ロック機能の確認
- ・ ケーブルの昇降動作確認
- ・ 全コンセントでの点灯確認 ランプ切れ確認

3) 電気特性の測定

- ・ 絶縁抵抗測定 (器具・延長ケーブル)

2. 調光設備

1) 外観構造点検

- ・ 各部品損傷確認 及び 清掃
- ・ 各接続端子の締め付け確認
- ・ 配線・ハンダ付けの確認
- ・ 表示灯の点灯確認

2) 動作確認試験

- ・ 各機器の動作確認 (切替機能・各メモリー機能他)
- ・ 冷却ファンの動作確認
- ・ 総合点灯確認

3) 電気特性の測定

- ・ 入力電圧測定 (各相電圧)
- ・ 直流電源測定 (入力 AC・出力 DC)
- ・ 主要フェーダ特性測定 (出力 DC、他)
- ・ 全調光ユニット特性測定 (出力 AC・ゼロ・フル他 3ポイント以上)
- ・ 絶縁抵抗測定 (負荷回路)

3. その他

- 1) 点検作業の後、点検報告書・測定データ・作業写真を、提出のこと。
- 2) 不具合等が確認された場合は、担当員に報告の上、指示に従うこと。

富谷スポーツセンター舞台照明調光設備一覧

1. 舞台照明器具

| | | | |
|----------------------|----------------------|---------|-----|
| 1) ボーダーライト | 150W×72 灯 | L=14.4m | 1 列 |
| 2) サスペンションライト | Tコン 20A×24 個 8 回路 | L=14.4m | 1 列 |
| ・500W スポットライト ×12 台 | ・1000W スポットライト ×10 台 | | |
| 3) アッパーホリゾンライト | 200W×72 灯 | L=14.4m | 1 列 |
| 4) ロアーホリゾンライト | 200W×9 灯 | L=1.8m | 8 台 |
| 5) シーリングライト | Tコン 20A×2 個 8 回路 | | 1 列 |
| ・1000W スポットライト ×14 台 | | | |
| 6) ピンスポットライト | Tコン 20A×1 個 2 回路 | | 1 列 |
| ・1000W スポットライト ×2 台 | | | |
| 7) リングバトン | Tコン 20A×9 個 4 回路 | L=5.4m | 2 列 |
| 8) 同上用ケーブルリール | 4 回路 | | 2 台 |
| 9) フロアコンセント | Tコン 20A×3 個 | | 2 台 |
| フロアコンセント | Tコン 20A×4 個 | | 2 台 |

2. 調光設備

| | | |
|----------|---------------------------|---------------|
| 1) 調光操作卓 | 200 シーンメモリー型 DMX デジタル信号出力 | 1 式 |
| | クロスフェーダー | × 1 組 |
| | プリセットフェーダー | × 30 本 × 2 段 |
| | サブマスターフェーダー | × 20 本 |
| | パッチ設定部 | × 1 式 |
| | 場面切替 | × 3 場面 |
| 2) 主幹調光盤 | 自立型 | 1 式 |
| | 主幹 MCB 3P400A | × 1 台 |
| | 調光ユニット IL100V20A | × 48 台 (舞台) |
| | 調光ユニット IL100V20A | × 16 台 (アリーナ) |
| | 制御回路 | × 1 式 |

富谷武道館舞台照明調光設備一覧

1. 舞台照明器具

| | | | |
|---------------------|-------------------|---------|-----|
| 1) ボーダーライト | 150W×54 灯 | L=10.8m | 1 列 |
| 2) 第1 サスペンションライト | C コ 20A×24 個 9 回路 | L=10.8m | 1 列 |
| ・1000W スポットライト×22 台 | | | |
| 3) 第2 サスペンションライト | C コ 20A×24 個 9 回路 | L=10.8m | 1 列 |
| ・1000W スポットライト×22 台 | | | |
| 4) アッパーホリゾンライト | 150W×54 灯 | L=10.8m | 1 列 |
| 5) ロアーホリゾンライト | 150W×9 灯 | L=1.8m | 6 台 |
| 6) ピンスポットライト | | | 2 台 |
| ・1000W ケノライト 整流器付 | | | |
| 7) フロアコンセント | C コ 20A×3 個 | | 2 台 |
| フロアコンセント | C コ 20A×2 個 | | 2 台 |

2. 調光設備

| | | |
|----------|------------------------------|--------------|
| 1) 調光操作卓 | 手動 2 段プリセット型 DC10V アナログ 信号出力 | 1 式 |
| | クロスフェーダ | × 1 組 |
| | プリセットフェーダ | × 31 本 × 2 段 |
| | 同上切替スイッチ | × 31 個 |
| | 客席フェーダ | × 4 本 |
| | 同上切替スイッチ | × 4 個 |
| 2) 主幹調光盤 | 自立型 | 1 式 |
| | 主幹 MCB 3P225A | × 2 台 |
| | 調光ユニット IL100V20A | × 52 台 (舞台) |
| | 調光ユニット IL100V20A | × 7 台 (アリーナ) |
| | 直回路 20A | |
| | 制御回路 | × 1 式 |

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷スポーツセンター可動舞台保守点検業務

2 業務場所

富谷スポーツセンター

3 保守内容

- (1) 舞台装置に関する技術的責任はすべて乙が負うものとし、点検ならびに修理作業に対する指導監督は受注者において行う。
- (2) 舞台装置の点検業務に対し、乙は各装置を適宜点検調整し常に安全かつ良好な運転状態を維持するものとする。
- (3) 定期点検作業は装置に対して、可動舞台設備点検項目（別紙1）のとおり行い、昼間作業を原則として甲の指定した日時に行うものとする。
定期点検作業の回数は年1回（8月）とし、休館日に実施するものとする。
- (4) 開館中、万一故障又は事故等が発生した場合は、速やかにこれを修理復旧するものとする。
- (5) 点検に必要な消耗品は受注者が負担し、部品及び小部品の取替又は補修を要する場合は速やかに発注者まで申し出て対策を講じなければならない。
ただし、消耗品とはマシンオイル・グリス・標示ランプ・可動コンタクトの接点・ヒューズ・ウエスとする。
- (6) 舞台装置の点検、調整終了後は起動・停止・点滅等の各操作を行い、使用に際し安全かつ良好に運転ができるよう各部とも異常のない事を確認のうえ甲に申し出て同装置の保全監理上の検査を受けるものとする。また、点検報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

4 その他

- (1) 乙が保守技術者を派遣する場合、所定の身分証明書を携行させ、当方の許可を得てから立入、保守作業を実施すること。
- (2) 乙は、保守技術者に安全教育を実施し、常に安全作業を遵守させること。
- (3) 本仕様書に明記してない事項については発注者と協議のうえ行うものとする。

第 11 章 研 究

學習目標

研讀本章後讀者應能：

1. 了解

研究與商業的關係

學習目標

研讀本章後讀者應能：

1. 了解研究與商業的關係

2. 了解研究與商業的關係

3. 了解研究與商業的關係

4. 了解研究與商業的關係

5. 了解研究與商業的關係

6. 了解研究與商業的關係

7. 了解研究與商業的關係

8. 了解研究與商業的關係

9. 了解研究與商業的關係

10. 了解研究與商業的關係

11. 了解研究與商業的關係

12. 了解研究與商業的關係

13. 了解研究與商業的關係

14. 了解研究與商業的關係

15. 了解研究與商業的關係

16. 了解研究與商業的關係

學習目標

研讀本章後讀者應能：

1. 了解研究與商業的關係

2. 了解研究與商業的關係

3. 了解研究與商業的關係

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷市総合運動公園総合運動公園浄化槽維持管理・清掃業務仕様書

2 履行場所

富谷スポーツセンター

3 目 的

富谷市運動公園に設置された浄化槽の正常な機能を維持するため、設備の保守点検、清掃及び水質に関する検査を行うことにより、浄化槽によるし尿等を適正に処理し、施設環境の保全及び衛生の維持を図ることを目的とする。

4 浄化槽の形式・処理水量

型式 フジクリーンCFⅡ型・CF型（5人槽）

型式 フジクリーンCFⅡ型・CF型（7人槽）

5 業務内容

ア. 平常時に行われる管理作業（点検・保守・補修・調整・清掃・水質管理等）

- ① 維持管理 年 12回
- ② 簡易水質検査 年 12回（水温、水質イオン濃度（PH）、透視度、残留塩素）
- ③ 滅菌剤補充 年 12回
- ④ 汚泥の引き抜き 年 1回

イ. 水質検査

浄化槽法に定める「第11条法定検査」については、必要手続き等を行い(社)宮城県浄化槽協会に届出るものとし、結果の報告を行なうこと。

ウ. 安全管理

エ. 記録の作成と利用

オ. 屎尿浄化槽の公害対策

6 必要経費の負担

業務に係る消耗品、法定第11条検査に伴う費用等はすべて受託者の負担とする。

7 その他

この仕様書は浄化槽保守点検業務の大要を示すもので、軽微なものについては、施設の状況に応じて仕様書に記載されていない事項に対しても対応し、緊急を要する場合には、職員の指示に従うこと。

第2 各業務別仕様書

特 記 仕 様 書

1 件 名

富谷スポーツ交流館給茶機保守点検業務

2 履行場所

スポーツ交流館

3 目 的

設置された給茶機の正常な機能を維持するため、設備の保守点検や清掃をメーカーに委託することにより、故障の発生を最小限に抑制することを目的とする。

4 機 種

メーカー ホシザキ電機株式会社

形 名 PTE-250HWA1-BK

製造番号 E002072

台 数 1基

5 点検内容

年2回の定期点検（テスト・クランプメータ・メガテストの計測器を用いた点検）

6 業務従事者

業務に従事する従業員は、資格・技能等で適した者を配置し、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

7 完了報告

業務が完了したときは、整備清掃前及び整備清掃後の写真を点検表（任意様式）に添付し、業務完了報告書とともに提出すること。

8 負担区分

業務に必要な水・電気は、甲の負担とする。機械器具及び消耗雑材類は、乙の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項は、甲と乙の協議によって定めるものとする。

